

居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年(2024年) 4月1日 現在 >

1. けんしんケアサービスの概要

(1)提供できるサービスの種類と地域

事業所名	けんしん石神井公園居宅介護支援事業所
所在地	練馬区石神井町3丁目19-16 石神井公園MSP②ビル2階C号室
電話番号・FAX	TEL:03-6913-2828 FAX:03-6913-2829
開設年月	平成17年 9月 1日
事業所管理者	市原 克己
当事業所の運営方針	①事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護の居宅サービス計画を作成する。 ②事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスの綿密な連携を図り総合的なサービスに努めるものとする。
介護保険指定番号 ・その他のサービス	訪問介護・総合事業/ (東京都 1372004497号) 居宅介護支援・// (東京都 1372004489号)
サービスを提供する 地域 ※	練馬区、板橋区、杉並区、豊島区、中野区 ※左以外の地域の方でもご希望の方はご相談ください。

(2)同事業所の職員体制

当事業所では、お客様に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	資格等	常勤	非常勤	計
1. 管理者	介護福祉士	1		1
2. 介護支援専門員	介護福祉士	1	1	2
3. 事務職員			1	1

※管理者は介護支援専門員と兼任

(人)

(3)サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00	備考
平日	○	○	○	×	
土・日・祭日	○	○	○	×	
受付時間	月曜日～金曜日		9時～18時	土・日・祝日 休み	

※時間帯により料金が異なります。

※12月29日から1月3日は休業します。

2. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、お客様の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

< サービスの内容 >

① 居宅サービス計画の作成

お客様のご家庭を訪問して、お客様の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

担当職員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を、お客様又はご家族の希望を踏まえつつ、公正中立に、適正に、お客様又はそのご家族等に対して提供して、お客様にサービスの選択を求めるものとします。お客様は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

公正中立性の確保を図る観点から、前6カ月間に作成した居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合及び各サービスの同一事業所によって提供された具体的な割合(数値)を文書にてご利用者様へ説明交付致します。あわせて介護サービス情報公表制度においても公表します。

② 居宅サービス計画の交付

介護支援専門員、その他指定居宅介護支援に関する知識を有する職員(以下、「担当職員」という。)は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び当該計画に位置付けた指定居宅介護サービス等の担当者に交付します。

③居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・お客様及びその家族等、指定居宅介護サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・お客様の意思を踏まえて、認定の更新申請及び認定申請等に必要な援助を行います。

④居宅サービス計画の変更

お客様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とお客様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤居宅サービス計画の評価

担当職員は、居宅サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

⑥介護保険施設への紹介

お客様が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はお客様が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、お客様の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑦高齢者虐待、ハラスメントの防止、ストレス対策について

お客様等の人権の擁護・虐待、ハラスメント防止、ストレス対策等のために、次に掲げる通り、必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) お客様およびそのご家族、従業員に対する虐待、ハラスメント防止、ストレス対策等を啓発・普及するため委員会の開催、指針の整備、研修を実施します。

(4)お客様またはそのご家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

<サービス利用料金>以下は、概算となります。

①居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、お客様の自己負担はありません。

但し、お客様の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

居宅介護支援費Ⅰ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数45件未満

利用料金 要介護1～2 12,380円(月額) 、 要介護3～5 16,085円(月額)

②初回加算

新規に居宅サービス計画を策定した場合や要介護状態区分が2段階以上変更になった場合
3,420円/月

③通院時情報連携加算

お客様が医療機関に置いて医師の診察を受ける際に、介護支援専門員が同席し、医師等も情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合 570円/月

④入院時情報連携加算(Ⅰ)

お客様が入院した日のうちに、医療機関に必要な情報を提供した場合(1月に1回を限度)
2,850円/月

⑤入院時情報連携加算(Ⅱ)

お客様が入院した日の翌月または翌々月に、医療機関に必要な情報を提供した場合(1月に1回を限度) 2,280円/月

⑥退院・退所加算

お客様が医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、お客様に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算されます。

※入院または入所期間中に1回を限度。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	5,130円	6,840円
連携2回	6,840円	8,550円
連携3回		10,260円

⑦緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は看護師等と共にお客様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 2,280円/回
ます。※1月に2回を限度として算定可能。

⑧ターミナルケアマネジメント加算

医師が一般的に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと判断された(終末期)お客様が対象 4,560円/月

①24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。

②お客様またはそのご家族の同意を得た上で、死亡日および死亡日前日14日以内に2日以上お客様宅の居宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、お客様の状態やサービス変更の必要性等を把握し、お客様への支援を実施する。

③訪問により把握したお客様の心身の状況などの情報を記録し、主治の医師等および居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供する。

⑨交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

⑩介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦1ヶ月あたり上記の金額をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日練馬区の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受ける事が出来ます。

3. サービスに関する留意事項

(1)担当職員

当事業所において担当職員を決定します。

(2)担当職員の交替

①事業者からの担当職員の交替

事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。担当職員を交替する場合は、お客様に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②お客様からの交替の申し出

選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、お客様から特定の担当職員の指名はできません。

4. 苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で承ります。

○相談、要望、苦情等の窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口まで、お申し出ください。

① 当社お客様相談・苦情担当

株式会社けんしんケアサービス 苦情担当 市原 克己 電話：03(6913)2828

② お客様の住所を担当する地域包括支援センター

お客様の住所地により、担当区域が違います。別紙「地域包括支援センター 一覧」をご確認ください。

月曜日～金曜日 午前8時～午後5時15分 ただし、土・日・祝日・年末年始は除く。

③ 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局

電話 03(3993)1344

月曜日～金曜日 午前8時～午後5時15分 ただし、土・日・祝日・年末年始は除く。

④ 東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課

電話 03(6238)0177 相談・苦情受付専用

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ただし、土・日・祝日・年末年始は除く。

5. 事故発生時の対応

事業所は、お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにお客様の御家族、市区町村、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

6. 感染症および自然災害対策

重大な感染症および自然災害が発生した場合でも、お客様が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画(BCP)を策定しています。また、その年間計画に基づき訓練や研修を行っています。

7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有り ・ 無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

指定居宅介護支援サービスの提供の開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要な事項をご説明致しました。

この書面に沿って、「居宅介護支援重要事項説明書」について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

同意日： 令和 年 月 日

(事業者)

所在地： 東京都練馬区石神井町3丁目19番地16号石神井公園MSP②ビル2階C号室

名在称： けんしん石神井公園居宅介護支援事業所

代表者： 代表取締役社長 後藤 広子

説明者： 所属 居宅介護支援課 氏名 _____

(お客様) 住所： 東京都練馬区 _____

氏名： _____

(代理人) 住所： _____

氏名： _____ (お客様との関係 _____)